

○神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表

新	旧																																																																																																		
<p>第1条～第34条（略） 附則 1～13（略） （不動産取得税の減額の申告） 14 法<u>附則第11条の4第2項又は第4項</u>の規定による不動産取得税の減額を受けようとする者は、不動産取得税減額（還付）申告（申請）書（附則第1号様式の4）を所長に提出しなければならない。 15～27（略） 28 第54号様式の適用については、条例<u>附則第42項</u>に規定する各年度分の個人の県民税に関する報告に限り、同様式中 「（略）」 とあるのは、 「</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">県民税</td> <td>均等割額</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">税</td> <td>当該年度の収入となるべき額</td> <td>(ア)</td> <td>(カ)</td> <td>(キ)</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>翌年度の収入となるべき額</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>前年度の課税額のうち本年度に調定した額</td> <td>-----</td> <td>(ク)</td> <td>-----</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定控分率 $\frac{(ア)+(カ)+(キ)+(ク)}{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)}$</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <p>備考 県民税の各欄の上段には、個人の県民税について、神奈川県県税条例<u>附則第42項</u>に規定する税率の適用がないものとして計算した場合の税額を、それぞれ記載してください。</p>	県民税	均等割額	-----	-----	-----	-----	所得割額	-----	-----	-----	-----	計	-----	-----	-----	-----	内					税	当該年度の収入となるべき額	(ア)	(カ)	(キ)	-----	翌年度の収入となるべき額	-----	-----	-----	-----	前年度の課税額のうち本年度に調定した額	-----	(ク)	-----	-----	特定控分率 $\frac{(ア)+(カ)+(キ)+(ク)}{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)}$						備考						<p>第1条～第34条（略） 附則 1～13（略） （不動産取得税の減額の申告） 14 法<u>附則第11条の4第1項、第4項又は第6項</u>の規定による不動産取得税の減額を受けようとする者は、不動産取得税減額（還付）申告（申請）書（附則第1号様式の4）を所長に提出しなければならない。 15～27（略） 28 第54号様式の適用については、条例<u>附則第45項</u>に規定する各年度分の個人の県民税に関する報告に限り、同様式中 「（略）」 とあるのは、 「</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">県民税</td> <td>均等割額</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">税</td> <td>当該年度の収入となるべき額</td> <td>(ア)</td> <td>(カ)</td> <td>(キ)</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>翌年度の収入となるべき額</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>前年度の課税額のうち本年度に調定した額</td> <td>-----</td> <td>(ク)</td> <td>-----</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定控分率 $\frac{(ア)+(カ)+(キ)+(ク)}{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)}$</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <p>備考 県民税の各欄の上段には、個人の県民税について、神奈川県県税条例<u>附則第45項</u>に規定する税率の適用がないものとして計算した場合の税額を、それぞれ記載してください。</p>	県民税	均等割額	-----	-----	-----	-----	所得割額	-----	-----	-----	-----	計	-----	-----	-----	-----	内					税	当該年度の収入となるべき額	(ア)	(カ)	(キ)	-----	翌年度の収入となるべき額	-----	-----	-----	-----	前年度の課税額のうち本年度に調定した額	-----	(ク)	-----	-----	特定控分率 $\frac{(ア)+(カ)+(キ)+(ク)}{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)}$						備考					
県民税		均等割額	-----	-----	-----	-----																																																																																													
		所得割額	-----	-----	-----	-----																																																																																													
		計	-----	-----	-----	-----																																																																																													
	内																																																																																																		
税	当該年度の収入となるべき額	(ア)	(カ)	(キ)	-----																																																																																														
	翌年度の収入となるべき額	-----	-----	-----	-----																																																																																														
	前年度の課税額のうち本年度に調定した額	-----	(ク)	-----	-----																																																																																														
特定控分率 $\frac{(ア)+(カ)+(キ)+(ク)}{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)}$																																																																																																			
備考																																																																																																			
県民税	均等割額	-----	-----	-----	-----																																																																																														
	所得割額	-----	-----	-----	-----																																																																																														
	計	-----	-----	-----	-----																																																																																														
	内																																																																																																		
税	当該年度の収入となるべき額	(ア)	(カ)	(キ)	-----																																																																																														
	翌年度の収入となるべき額	-----	-----	-----	-----																																																																																														
	前年度の課税額のうち本年度に調定した額	-----	(ク)	-----	-----																																																																																														
特定控分率 $\frac{(ア)+(カ)+(キ)+(ク)}{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)}$																																																																																																			
備考																																																																																																			

とする。
 (条例附則第41項の規則で定める構築物)
 29 条例附則第41項に規定する規則で定める構築物は、構成施設の用に供する構築物(当該構成施設に含まれる部分に限るものとし、当該構成施設の用に供する事務所等を除く。第1号及び第2号において同じ。)で次に掲げる要件に該当するもののうち、当該構築物につき法第342条の規定により市町村が固定資産税を課すべきこととなる場合において法第6条の規定により固定資産税が軽減又は免除をされるものとする。
 (1)～(3) (略)
 30～33 (略)
 附則第1号様式～附則第1号様式の3 (略)
 附則第1号様式の4・附則第1号様式の5 (別紙)
 附則第2号様式～附則第6号様式 (略)
 別表第1～別表第3 (略)
 別表第4 (第34条関係)

1～35の2 (略)	(略)
36 政令第7条の4の6第1項、 <u>第20条第1項</u> 、第35条の7の4第1項、第37条の15の2第1項、第39条の10の2第1項、第40条第1項 <u>、第43条の12の2第1項、<u>第44条の4第1項</u></u> 、第45条第1項、第52条の13の4第1項、第52条の16第1項及び第55条第1項の書面	(略)
36の2～121 (略)	(略)

とする。
 (条例附則第44項の規則で定める構築物)
 29 条例附則第44項に規定する規則で定める構築物は、構成施設の用に供する構築物(当該構成施設に含まれる部分に限るものとし、当該構成施設の用に供する事務所等を除く。第1号及び第2号において同じ。)で次に掲げる要件に該当するもののうち、当該構築物につき法第342条の規定により市町村が固定資産税を課すべきこととなる場合において法第6条の規定により固定資産税が軽減又は免除をされるものとする。
 (1)～(3) (略)
 30～33 (略)
 附則第1号様式～附則第1号様式の3 (略)
 附則第1号様式の4・附則第1号様式の5 (別紙)
 附則第2号様式～附則第6号様式 (略)
 別表第1～別表第3 (略)
 別表第4 (第34条関係)

1～35の2 (略)	(略)
36 政令第7条の4の6第1項、 <u>第20条の2第1項</u> 、第35条の7の4第1項、第37条の15の2第1項、第39条の10の2第1項、第40条第1項、 <u>第42条の4の2第1項</u> 、第43条の <u>3第1項</u> 、第45条第1項、第52条の13の4第1項、第52条の16第1項及び第55条第1項の書面	(略)
36の2～121 (略)	(略)

不動産取得税減額(還付)申告(申請)書

年 月 日

神奈川県 県税事務所長殿

郵便番号
住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

次のとおり不動産取得税の減額(還付)を申告(申請)します。

~~1 心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得に対する減額申告事項~~

取得不動産の明細	所在地	登録番号	価額	床面積	取得年月日	税額	減額を受けようとする税額
					五		四
助成金の有無	常時雇用する心身障害者数(ア)のうちの重度心身障害者数(イ)	(ア)のうち重度心身障害者数(イ)	現時的に雇用する心身障害者数(イ)	現時的に雇用する重度心身障害者数(イ)	現時的に雇用する重度心身障害者数(イ)	現時的に雇用する重度心身障害者数(イ)	現時的に雇用する重度心身障害者数(イ)
言一供							

1

2 宅地建物取引業者による改修工事対象住宅及びその敷地の用に供する土地の取得に対する減額申告事項

土地の明細	所在	地番	地目	地積(ア)	取得年月日	課税標準となるべき面積(イ)	税額	減額を受けようとする税額	
					㎡			円	円
住居の明細	宗番番号	種別	床面積(ク)	取得年月日	新築年月日	税額	減額を受けようとする税額		
			㎡			円	円		
申告で定める改修工事の名称		改修工事を完了した年月日		住居地積向上改修住居の撤廃年月日		撤廃後の個人が住居地積向上改修住居を居住の用に供した年月日	増設住居地積向上改修住居の名称		
青		青		青		青			
減額	新築された時において超行されていた地方税法第75条の14第1項の規定により控除するものとされていた額					(150万円又は $\left(\frac{\text{平方メートル当たりの土地の面積(イ)}}{\text{ア}} \right) \times \left(\frac{\text{床面積(ク)} \times 2 (\text{住居1戸につき200平方メートル限度})}{\text{ア}} \right)$ のいずれか多い額) × /100 = 円			
	新築時期		控除するものとされていた額(エ)						
	昭和29年7月1日から昭和52年12月31日まで		100万円						
	昭和59年1月1日から昭和47年12月31日まで		150万円						
	昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで		250万円						
	昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで		350万円						
	昭和56年7月1日から昭和60年6月30日まで		420万円						
	昭和60年7月1日から平成元年5月31日まで		450万円						
	平成元年4月1日から平成9年5月31日まで		1,000万円						
	平成9年4月1日以後		1,200万円						
(エ) × /100 = 円									

2

3 還付申請事項

還付金の明細	年度	月別	税額	納付済の徴収金		納付年月日	還付されるべき税額	還付申請金額			
				税額	延滞金			税額	延滞金		
			円	円	円		円	円	円		
口座振込による還付金の受取	口座番号	銀行 金庫 信用組合 協同組合				本店(所) 支店(所) 出張所	預金の種別	1 普通 2 当座 5 その他	口座番号	口座名義人	
		支店	支店	支店	支店						
× 減額申告事項	年度	月別	納税通知書番号	減額申告年月日	減額事由	当初税額	減額すべき税額			減額後の税額	
						円	控除 額	控除 額	控除 額	控除 額	円

(裏) (略)

2 宅地建物取引業者による改修工事対象住宅及びその敷地の用に供する土地の取得に
対する徴収猶予申請事項

土地の明細	所在	地番	地目	地積(ア)	取得年月日	課税標準となるべき価格(イ)	税額	徴収猶予を申請する税額
					㎡	・	円	円
住宅の明細	宗屋番号	償額	内面積(ク)	取得年月日	新築年月日	税額	徴収猶予を申請する税額	
			㎡	・	・	円	円	
区分で定める改修工事の子宅の旨		改修工事を完了する予定の年月日		住宅地積向上改修住宅の開始予定年月日		無償の個人が住宅地積向上改修住宅を居住の用に供する予定年月日	住宅地積向上改修住宅の旨	
旨・償		・		・		・	旨・償	
徴収猶予を申請する税額の計算	新築された時において施行されていた地方税法第75条の14第1項の規定により控除するものとされていた額					土地	$\left(\frac{\text{平方メートル当たりの土地の価格 (イ) / (ア)}}{2} \right) \times \left(\frac{\text{内面積 (ク)} \times 2 \text{ (住宅1戸につき200平方メートル限度)}}{\text{2}} \right)$	(150万円又は のいずれか多い額) $\times / 100 =$ 円
	新築時期		控除するものとされていた額(エ)					
	昭和29年7月1日から昭和58年12月31日まで		100万円					
	昭和59年1月1日から昭和47年12月31日まで		150万円					
	昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで		250万円					
	昭和51年1月1日から昭和55年6月30日まで		350万円					
	昭和56年7月1日から昭和60年6月30日まで		420万円					
	昭和60年7月1日から平成元年5月31日まで		450万円					
	平成元年4月1日から平成9年5月31日まで		1,000万円					
	平成9年4月1日以後		1,200万円					
(エ) × / 100 = 円					× / 100 = 円			
徴収猶予を申請する期間				から まで				
※処理事項	年度	月別	納税通知書番号	徴収猶予する税額	徴収猶予の期間	備考		
				円	から			
					まで			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 徴収猶予を申請する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和6年3月31日までに行われたときは、「平方メートル当たりの土地の価格の2分の1に相当する額」と読み替えてください。
- 3 徴収猶予の申請事項について、それぞれの事項が予定されていることを証明する書類を添えてください。

法人税並びに法人事業税及び特別法人事業税の申告書
提出期限延長処分等の通知書

第 号
年 月 日

都道府県知事 殿

並びに第72条の29第2項及び第6項

神奈川県 県税事務所長

地方税法第53条第61項の規定により法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等があつた旨の届出があり、並びに同法第72条の25第3項若しくは第5項（同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は地方税法施行令第24条の4第1項（同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）の規定により法人事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長等の処分をした（届出があつた）ので、通知します。

主たる事務所又は事業所の所在地			
法人の名称			
法人番号		
貴都道府県内の事務所又は事業所	所在地		
	名称		
届出等の内容	適用事業年度	年 月 日から 年 月 日までの事業年度分から	
	法人の道府県民税関係	法人税の確定申告書の提出期限の延長については 1 延長の処分があつた。（月間） 2 延長の月数の指定があつた。（月間） 3 その指定に係る月数が変更された。（月間） 4 その延長の処分が取り消された。 5 その延長の月数の指定が取り消された。 6 その適用を受けることをやめた。 7 月間の延長の処分を受けている法人と通算して法人税を納めることとなつた。	
		通算親法人の名称	
		通算親法人の本店所在地	
法人事業税・特別法人事業税関係	法人事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長については 1 延長の処分をした。（月間） 2 延長の月数の指定をした。（月間） 3 その指定に係る月数を変更した。（月間） 4 その延長の処分を取り消した。 5 その延長の月数の指定を取り消した。 6 その適用を受けることをやめる旨の届出があつた。		

法人事業税及び特別法人事業税の申告書提出期限延長承認等通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 県税事務所長 印

年 月 日付けでなされた法人事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長の承認等の申請については、次のとおり承認（指定）したので、通知します。

なお、この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書に記載されている処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

地方税法第72条の25第2項又は第4項（同法第72条の25第6項又は第7項において準用する場合及び第72条の28第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長	適用事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
	本来の申告書の提出期限 （地方税法第72条の25第3項又は第5項の規定により既に延長されている期限）	年 月 日 (年 月 日)
	指定した期限	年 月 日
地方税法第72条の25第3項又は第5項（同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長	適用事業年度	年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分から
	承認（指定）した延長期間	月間
地方税法施行令第24条の4第1項（同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長	適用事業年度	年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分から
	承認（指定）した延長期間	月間

(理由)

並びに第72条の29第2項及び第6項

備考 審査請求及び取消訴訟の教示並びに理由は、承認（指定）の内容が申請の内容と異なる場合に記載すること。

法人事業税及び特別法人事業税の申告書提出期限延長承認等取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 県税事務所長 印

並びに第72条の29第2項及び第6項

法人事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長については、地方税法第72条の25第3項又は第5項（同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の定款等の定めに変更が生じた（特別の事情がなくなつた）と認められるので、地方税法施行令第24条の4第4項（同令第24条の4の3第1項において準用する同令第24条の4第4項）の規定により 年 月 日以後に終了する事業年度分についてこれを取り消します。

なお、この通知書に記載されている処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書に記載されている処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

法人事業税及び特別法人事業税の申告書提出期限延長承認等変更通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県 県税事務所長 団

並びに第72条の29第2項及び第6項

法人事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長については、地方税法第72条の25第3項各号又は第5項各号（同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において同法第72条の25第3項又は第5項の規定を準用する場合における同条第3項各号又は第5項各号）に掲げる場合に該当しなくなつたと認められるので、地方税法施行令第24条の4第4項（同令第24条の4の3第1項において準用する同令第24条の4第4項）の規定により 年 月 日以後に終了する事業年度分について 月間に変更します。
並びに第72条の29第2項及び第6項

法人事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長については、地方税法第72条の25第3項第2号又は第5項第2号（同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において同法第72条の25第3項又は第5項の規定を準用する場合における同条第3項第2号又は第5項第2号）の特別の事情（やむを得ない事情）に変更が生じたことと認められるので、地方税法施行令第24条の4第4項（同令第24条の4の3第1項において準用する同令第24条の4第4項）の規定により 年 月 日以後に終了する事業年度分について 月間に変更します。

なお、この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書に記載されている処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。